表中

一四一、一六七	一五三、七二一
一、五〇一	一、六五〇
二、四六一	二、八一〇
五二四	三四一
二四二、一一六	二四一、七三二
四四、七八九	六一、三五一
二二、九六一	二六、四三三
四一、四七七	三五、二一五
二八、九八二	二七、六四四
一二、七〇八	一五、〇五六
一一八、四〇五	一二三、八五六
二六六、四五七	二七一、二三〇
二五、五九九	二六、四三八
五一七、一六一	五一四、六八九
一三、七八二	一四、二〇九
五六六、六三三	五八四、三四七
七九、八八六	七八、八七八
五、一五二	五、二八〇
七六、五八六	八三、一七五
四九、三七六	四一、〇六一
七五、四三五	八〇、五四三
一四二、一四三	一七〇、四四一
一八五、三三一	二〇一、〇八五

を

に改める。

○経済産業省環境省告示第二号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第五号の規定に基づき、平成二十二年経済産業省環境省告示第三号（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

第二号中「運営するものが」の下に「、平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間において」を加える。

第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　J－クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し環境省、経済産業省及び農林水産省又は地方公共団体が、平成二十五年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間において、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかった温室効果ガスの量として認証をし、その取得、保有及び移転を適切に管理する制度をいう。）をいう。）において認証をされた温室効果ガスの量

○経済産業省環境省告示第三号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第四号の規定に基づき、調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

第一条　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を次のように改正する。

第二第一項中「次に」を「第一号及び第二号に」に改め、「全部を控除」の下に「し、並びに第三号に掲げる量を加算」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定排出者が創出した国内認証排出削減量のうち、四月一日から翌年三月三十一日までにおいて移転をした量（特定排出者が平成二十六年三月三十一日以前に移転をした量を除く。）

第四を削る。

第二条　調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を次のように改正する。

第一第二項中「国内認証排出削減量」の下に「又は海外認証排出削減量」を加える。

第二第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三号」を「第四号」に、「控除した結果、」を「その量が」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　特定排出者が四月一日から翌年三月三十一日までにおいて日本国政府が定める手続に従って排出量調整無効化をした海外認証排出削減量（電気事業者が調整後排出係数に反映するために排出量調整無効化をしたものを除く。）

第三中「国内認証排出削減量」の下に「及び海外認証排出削減量」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省環境省告示第四号

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃